

小樽市放課後児童クラブ運営業務に関する 公募型プロポーザル応募要領

1 委託業務名

小樽市放課後児童クラブ運営業務

2 選定の方法

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営に当たり、提案書の公募によるプロポーザル方式により、受託者を選定するもの。

3 委託業務の概要

(1) 業務内容

小樽市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。（5年間）

（契約締結日から令和7年3月31日までは引継ぎ等準備期間とする。）

(3) 提案限度額

1,879,351千円

ただし、下表のとおり債務負担行為を設定

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
金額	366,200千円	369,089千円	375,129千円	381,307千円	387,626千円

※ なお、本業務委託は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(4) 委託者

小樽市

(5) 契約保証金

上記（3）令和7年度の10/100以上の額

ただし、小樽市契約規則（平成8年市規則第27号。以下「契約規則」という。）第3条第3項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
参加申込書等の交付	令和6年10月17日（木）～令和6年11月11日（月）
質問の受付	令和6年10月31日（木）午後5時20分まで
質問の回答	随時（最終回答：令和6年11月6日（水））
参加申込書等の提出期限	令和6年11月11日（月）午後5時20分まで
ヒアリングの実施	令和6年11月18日（月）
審査結果の通知	令和6年11月下旬予定
委託契約の締結	令和6年12月中旬予定
業務委託開始	令和7年4月1日（火）

5 参加申込書等の交付方法

令和6年11月11日（月）まで小樽市ホームページからダウンロードする方法で交付する。

●ホームページアドレス

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2024092700035/>

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次に掲げるものに該当しない者であること。
 - ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生計画認可の決定がされていない者であること。
 - ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (2) 小樽市内に事務所を有する又は令和7年3月末日までに事務所を設置できる事業者であること。
- (3) 小樽市に納税義務がある者の場合、小樽市に対して事業者として滞納がないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 現に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。この場合において国及び他の地方公共団体において指名停止を受けている場合も、参加資格はないものとする。
- (7) 過去5年以内に、放課後児童健全育成事業の運営業務についての地方公共団体からの受託実績を有すること。

7 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等について不明な点がある場合には、質問書を提出すること。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けない。

- (1) 受付方法
質問書（様式6）を、電子メールで令和6年10月31日（木）午後5時20分までに「12 提出先・問合せ先」へ送信すること。また、送信後に、電話で受信を確認すること。
- (2) 回答方法
質問書への回答については、令和6年11月6日（水）までに行うものとする。
なお、質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。

8 参加申込書等の提出

- (1) 提出方法
「12 提出先・問合せ先」まで持参又は郵送すること。
- (2) 提出書類
 - ① 参加申込書（様式1）
 - ② 事業者の概要（任意様式、ただしA4判（タテヨコ自由）とする。）
 - ③ 企画提案書（任意様式）
 - ④ 業務実施体制（様式2）
 - ⑤ 見積書（様式3）
 - ⑥ 受託等実績書（様式4）
 - ⑦ 誓約書（様式5）
 - ⑧ 登記簿謄本（登記事項全部証明書）（写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - ⑨ 小樽市税に滞納がないことの証明書（小樽市に納税義務がある場合。写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）

- ⑩ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書（写し可。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- ⑪ 決算報告書等（提出時直近1事業年度の貸借対照表、損益計算書等を提出すること。）
- (3) 提出部数
- (2)の①と⑦～⑪は各1部、②～⑥は各8部
- ※①参加申込書は押印し、⑤見積書は正本1部のみ押印し残り7部は複写とする。
- (4) 提出期限
- 令和6年11月11日（月）午後5時20分
- ※郵送の場合は必着
- ※提出期限後の参加申込書等の差し替え、再提出は認めない。
- (5) 辞退する場合
- 参加申込書等の提出後に辞退する場合は、ヒアリング実施日の前日までに参加辞退届（様式7）を持参又は郵送の方法により提出すること（郵送の方法による場合は、ヒアリング実施日の前日までに到着するようにすること。）。
- (6) 留意事項
- ① 業務実施体制（様式2）は当該業務に従事するもの全員（放課後児童支援員及び補助員を除く）について記入すること。また、業務体制全体図やフロー図（任意様式）も併せて提出すること。
- ② 企画提案書（任意様式）は仕様書、別紙「小樽市放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」に基づき、次のアからカの項目ごとに明瞭かつ簡潔に作成すること。なお、仕様書によりがたい内容があるときは、代替方法などを明確に示すこと。

ア 事業計画

放課後児童健全育成事業に関して、国の運営指針等各通知を理解し、児童福祉法等の関連法令に規定される子どもの権利、障害者の権利等の尊重のほか児童クラブにおける虐待等の防止など、理念・取組姿勢を踏まえた運営の取組方針や計画を記載すること。

イ 実施体制等

事務所等の本業務運営の組織体制、責任者（業務管理者）や現場運営のフォローの指導員など業務遂行のための人材と配置について、様式2と併せて配置する予定者などを具体的（資格や経歴等）に記載すること。

また、事業開始前の準備作業の具体的な内容とスケジュール、事業者のノウハウを活用した独自の効率的な業務運営など具体的に記載すること。

ウ 支援員等

放課後児童支援員等の確保（市からの転籍受入れを要望）や欠員の人材確保の手法と実現性、継続的かつ安定的な運営のための勤務体制（長期休業期間中を含む）について記載すること。また、給与や福利厚生など職員の処遇全般に関すること、指導・助言や資質向上の研修など職員をフォローする仕組みについても記載すること。

エ 事業内容

遊びや学習を通じた育成支援の活動内容、おやつを提供する体制、児童の出欠確認と入退室管理など事業者独自の取組や工夫があれば具体的に記載すること。

また、児童の意見を児童クラブの運営に反映できる取組・仕組みの提案や、特別な配慮や支援が必要な児童の対応として、保護者のほか市や関係機関との連携など想定している取組があれば記載すること。

保護者との連携については、基本的な対応のほか連絡手段として事業者独自のアプリなどの手法があれば記載すること。

オ 安全対策及び危機管理

児童の安全対策として児童の健康管理と衛生管理のほか、感染症への対応、ケガの対応、食物アレルギー等の事故対策、災害や不審者対策について、日常的な取組と発生時

の対応と体制を記載すること。

カ 事業者の経営状況

安定的な経営状況を確認するため、経営状況について「直近5年間の債務超過がない」「直近5年間で債務超過の年があるが現在は好機に転じている」「直近5年間で債務超過の年があるが今後好転の見込みである」のいずれかを求めるため、該当するものを記載すること。

- ③ 見積書（様式3）は、具体的な積算内訳書を添付すること。
- ④ 人件費を見積もるに当たっては、下記に留意すること。
 - ア 支援員等の経験年数ごとの人数については、令和7年度は別表に記載される人数とし、令和8年度以降の平日及び土曜日支援員等（ただし、日給該当者を除く。）については、経験年数を1ずつ加えていくものとする。
 - イ 支援員等の給与については、仕様書別紙3の単価を下回らないように積算するほか、平日支援員等のうち日給該当者は年244日、土曜日支援員等は年275時間（1日5時間30分×50日）、長期休業期間のみ追加で配置する支援員等は年297時間（1日5時間30分×54日）勤務するものとして見積もること
 - ウ 支援員等の時間外手当と土曜日及び長期休業期間のみ追加で配置する支援員等の賞与については積算不要とする。
 - エ 支援員等の通勤手当については、平日支援員等は年額114,000円（月額9,500円×12か月）、土曜日支援員等は年額24,000円（月額2,000円×12か月）、長期休業期間のみ追加で配置する支援員等は年額25,920円（日額480円×54日）として見積もること
 - オ 仕様書6(3)③で規定する主任について、手当を支給することは妨げない。

9 選定方法等

小樽市職員で構成する選定委員会（以下「委員会」という。）が、別紙に掲げる評価項目に従って審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を選定する。

ただし、委員会で審査をした結果、合計点が満点の半分に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

- (1) 審査方法
委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリング（書面審査を含む）により、評価項目をもとに審査する。
- (2) 実施日
令和6年11月18日（月）
詳細な時間・場所については、後日、ヒアリング参加要請書（様式8）により通知する。
なお、説明・質疑時間は1事業者につき60分以内（説明30分以内）とするほか、説明は提出した企画提案書に沿って行うものとし、当日の資料追加は認めない。
また、出席者は5名以内とし、プロジェクター等を使用する場合は申し込み時に申し出ること。
- (3) 評価項目
別紙「小樽市放課後児童クラブ運営業務に関する公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容」のとおり。
- (4) 提案者の失格
提案者が次のいずれかに該当する場合には失格とする。
 - ① 参加申込書等の提出までに「6 参加資格」を満たさない場合
 - ② 契約当日までに「6 参加資格」を満たさなくなった場合
 - ③ 期限までに必要書類が提出されなかった場合
 - ④ 提出書類に虚偽があった場合
 - ⑤ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

- ⑥ 提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑦ 提案者がヒアリングに出席しない場合
 - ⑧ その他、委員会で本事業の遂行にふさわしくない明白な事情が認められた場合
- (5) 事前審査
- 応募者が多数の場合は、提出された書類により事前審査を行い、ヒアリングに参加する事業者を選定することがある。
- (6) 選定結果の通知
- 選定結果は、受託候補者選定結果通知書（様式9）又は受託候補者非選定結果通知書（様式10）により通知し、小樽市ホームページに掲載する。なお、選定結果及び選考の経過についての問合せ、異議申し立てに対しては応じない。

10 契約手続等

審査により選定した最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容（見積内容を含む。）をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 企画提案に関する留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出及びヒアリング出席等、審査参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、受託者の選定以外には使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とする。
- (6) 本業務に関して、提案者が1者のみの場合であっても、委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (7) 提案書は、小樽市情報公開条例（平成18年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものその他の同条例第7条各号の不開示情報を除き、開示の対象となる。ただし企画提案書等の提出及び審査期間中は、同条例第7条第3号又は第5号の規定により、開示の対象としない。
- (8) 審査において知り得た情報（周知の情報は除く。）は、当該目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとする。

12 提出先・問合せ先

小樽市こども未来部企画調整担当：阿達
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号
電話：(0134)32-4111 内線315
電子メール：kodomomirai@city.otaru.lg.jp

(別紙)

小樽市放課後児童クラブ運営業務に関する
公募型プロポーザル選定評価項目及び評価内容

評価項目	評価基準	配点
1 取組姿勢・方針	①放課後児童健全育成事業の理解度 ②誠意的・意欲的に取り組む姿勢 ③法令順守、守秘義務、個人情報保護、子どもの意見尊重の考え方	5
2 実施体制	①運営側の組織体制（事務所、責任者等の人材確保と配置） ②現実的な引継ぎ・準備等のスケジュールと進行管理体制 ③効率的な運営手法や工夫 ④要望・苦情への対応 ⑤市との連絡体制、小学校との調整	20
3 支援員等	①処遇（転籍及び現給保障の対応や福利厚生など） ②勤務体制の構築（通常時、長期休業期間等） ③人材確保の現実性、欠員対応 ④バックアップ体制、指導 ⑤資質向上の取組（研修や人材育成）	25
4 事業内容	①遊びや学習などの活動内容 ②独自提案によるサービス向上、効率化 ③特別な配慮が必要な児童や障がいのある児童への支援 ④おやつ提供体制（発注・出納管理） ⑤保護者との連携	25
5 安全対策及び危機管理体制	①児童の健康管理、安全管理の方策 ②事故防止、災害対策、衛生管理等の危機管理体制 ③ケガ等事故発生時の対応	10
6 業務実績等	本業務を適正かつ確実に遂行できる十分な実績と事業者の安定性（本市と同規模（15か所、25クラブ）の実績、経営状況）	10
7 価格評価点	配点×全体の最低見積額／当該見積額	5
	合計	100

※ 合計点の半分の点数に満たない参加事業者については、契約の相手方の候補者とはしないものとする。

別表

平日支援員等

職種	給料種別	勤務時間	勤務日数	経験年数	人数
放課後児童支援員	月給	28.75	5	1年目	12
				2年目	5
				3年目	3
				4年目	2
				5年目	6
				6年目	43
				7年目～	0
	日給	28.75	5		1
補助員	月給	28.75	5	1年目	3
				2年目	4
				3年目	2
				4年目	1
				5年目	0
				6年目	0
				7年目～	0
計					82

土曜日支援員等

職種	給料種別	勤務時間	勤務日数	経験年数	人数
放課後児童支援員	時給	—	—	1年目	26
				2年目	3
				3年目	0
				4年目	2
				5年目	5
				6年目	26
				7年目～	0
補助員	時給	—	—	1年目	3
				2年目	4
				3年目	2
				4年目	1
				5年目	0
				6年目	0
				7年目～	0
計					72

長期休業期間のみ追加で配置する支援員等

職種	給料種別	勤務時間	勤務日数	経験年数	人数
放課後児童支援員	時給	—	—	1年目	82
				2年目	0
				3年目	0
				4年目	0
				5年目	0
				6年目	0
				7年目～	0
計					82